３．景観形成基準

届出対象行為については、以下に示す景観形成基準を満たす必要があります。

ただし、市長が景観協議会の意見を聴いた上で認めるものについては、この限りではありません。

景観計画区域の区分			景観まちづくり重点区域
景観形成基準	建築物	高　さ	・10m 以下とする。ただし、現存する社寺の改築については適用除外とする。
		位　置	・周辺と調和するように釣り合い良く配置する。 ・国道 222 号沿線（本町通り）については、壁面をセットバック（1m）させ、軒先の位置を道路との境界まで伸ばすよう努める。
		色　彩	・建築物の外観の色彩は、以下のとおりとし、極力、伝統的建造物と調和した色彩とする。 明度 7 以上の場合、彩度 2 以下 明度 5 以上 7 未満の場合、彩度 3 以下 明度 5 未満の場合、彩度 6 以下 ・建築物の着色していない木材、土壁、いぶし瓦、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、この限りでない。 ・太陽光発電設備等を設置する場合のパネルは、屋根と調和した色彩とする。
		形　態 ・ 意　匠	・屋根は、原則として切妻・寄棟・入母屋の形式による勾配屋根とし、日本瓦（銀ねずみ色）又はこれに類するものを使用するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、屋根と一体的に見える規模や形態とする。 ・外壁※１は、ささらこ押縁下見板張、焼杉板白漆喰塗り又はこれに類するものとし、やむをえず他の材料を使用する場合は、周辺景観に調和するものとする。 ・庇は、瓦又は銅版葺（茶かっ色）を使用するよう努める。 ・建具は、木製、カラーサッシ（黒かっ色系）又はこれに類するものに努める。 ・室外機、ガスボンベ等の屋外に設ける施設は、通りに目立たない位置に設置するか、または建物本体や周辺景観に調和するよう、木製格子等を使用し修景に努める。
		建築物の除却	・周囲景観に調和している建築物の除却については、修理等による保存の検討を行う。 ・除却後の状態については、周辺の景観を著しく損なわないものとする。
	工作物	規　模	・擁壁、柵については、高さが 3m 未満とする。ただし、その工作物に接道する建築基準法上の道路からの高さとし、接道していない擁壁等はこの限りではない。 ・煙突、排気塔その他これらに類するものについては、高さが 6m 未満とする。 ・その他の工作物については、周辺の景観と調和し突出感を与えないことや、山々の稜線を遮らない高さとするなど、良好な景観への眺望を著しく妨げないよう努める。
		色　彩	・工作物の外観の色彩は以下の通りとし、極力、伝統的建造物と調和した色彩に努める。 明度 7 以上の場合、彩度 2 以下 明度 5 以上 7 未満の場合、彩度 3 以下 明度 5 未満の場合、彩度 6 以下 ・工作物の着色していない木材、土壁、いぶし瓦、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、この限りでない。
		形態・意匠	・歴史的まちなみ景観に調和させ、門、柵、塀は飫肥杉や自然素材を活用する。
		垣・門・塀の除却	・周囲景観に調和している垣・門・塀の除却については、修理等による保存の検討を行う。 ・除却後の状態については、周辺の景観を著しく損なわないものとする。
	開発行為		・既存の地形を活かした造成に努め、行為の規模や切土・盛土は最小限に抑える。 ・土地の地形や地勢が周辺の景観になじむよう配慮する。 ・既存の樹木・樹林は、景観上良好なものは可能な限り保全する。
	屋外における物品の集積、貯蔵		・道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵する。 又は敷地外周部などに植栽等の修景措置を講じる。
	土地の形質の変更		・土地の形質の変更に伴って生じる擁壁や法面は、必要最小限度とする。また、法面が生じる場合は、緑化等により周辺の景観と調和を図る。
	木竹の植栽又は伐採		・木竹の植栽、伐採を行う際は、周辺景観への影響に配慮する。 ・伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるよう代替措置を講じる。

※１　用途地域、準防火地域にある建築物の外壁下地については、建築基準法告示仕様とすることを基本とする。

景観計画区域の区分			景観まちづくり推進区域
景観形成基準	建築物	高　さ	・15m 以下とする。ただし、現存する社寺の改築については適用除外とする。
		位　置	・周辺と調和するように釣り合い良く配置する。
		色　彩	・建築物の外観の色彩は、以下のとおりとする。 明度 7 以上の場合、彩度 2 以下 明度 5 以上 7 未満の場合、彩度 3 以下 明度 5 未満の場合、彩度 6 以下 ・建築物の着色していない木材、土壁、いぶし瓦、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、この限りでない。
		形態・意匠	・高さ 10m を超える建築物の屋根は、原則として切妻・寄棟・入母屋の形式による勾配屋根とし、日本瓦（銀ねずみ色）又はこれに類するものを使用するよう努める。
	工作物	規　模	・擁壁、柵については、高さが 3m 未満とする。ただし、その工作物に接道する建築基準法上の道路からの高さとし、接道していない擁壁等はこの限りではない。 ・煙突、排気塔その他これらに類するものについては、高さが 6m 未満とする。 ・その他の工作物については、周辺の景観と調和し突出感を与えないことや、山々の稜線を遮らない高さとするなど、良好な景観への眺望を著しく妨げないよう努める。
		色　彩	・工作物の外観の色彩は以下のとおりとする。 明度 7 以上の場合、彩度 2 以下 明度 5 以上 7 未満の場合、彩度 3 以下 明度 5 未満の場合、彩度 6 以下 ・工作物の着色していない木材、土壁、いぶし瓦、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、この限りでない。
		形態・意匠	・歴史的まちなみ景観との調和に努める。
	開発行為		・既存の地形を活かした造成に努め、行為の規模や切土・盛土は最小限に抑える。 ・土地の地形や地勢が周辺の景観になじむよう配慮する。 ・既存の樹木・樹林は、景観上良好なものは可能な限り保全する。
	屋外における物品の集積、貯蔵		・道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵する。 又は敷地外周部などに植栽等の修景措置を講じる。
	土地の形質の変更		・土地の形質の変更に伴って生じる擁壁や法面は、必要最小限度とする。また、法面が生じる場合は、緑化等により周辺の景観と調和を図る。
	木竹の植栽又は伐採		・伐採を行う場合は、当該区域の森林が飫肥城下町の借景になっていること等に留意し、その範囲を必要最小限にするとともに、周辺景観への影響に配慮する。 ・伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるよう代替措置を講じる。 ・植栽を行う場合は、周辺景観との調和に配慮する。